

橋本市民病院診療情報提供取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、橋本市民病院において診療情報の開示に伴う必要事項を定めることにより、専ら医療を提供する側と受ける側の信頼関係の担保を補償しながら、個人情報の保護を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、用語の定義はそれぞれ次表の定めるところによる。

用語	定義
本人	個人情報によって識別される特定の個人（当該患者）をいう。
個人情報	生存する個人に関する情報であつて、氏名、生年月日、その他の記述によって特定の個人を識別できる情報をいう。
診療情報	医療の提供を行うために、診察などを経て得た個人の健康状態や、それらに対する評価、医療の提供の経過に関する情報をいう。
診療記録	診療記録は紙を含む全ての媒体に個人ごとに記載、ファイリングされたものであり、医療従事者が作成した記録（診療録、看護記録、処方箋、検査記録、レントゲン写真等診療の過程で患者の身体状況、病状等について作成、記録された書画、画像等一切の記録）をいう。
開示	病院が保有する診療記録の全部又は一部を、開示（必要に応じて複写）することをいう。
訂正	診療記録情報が事実でないという理由で、訂正することをいう。
追加	診療記録が情報不足という理由で、追加することをいう。
削除	診療記録情報が適当でないという理由で、削除することをいう。
利用停止	診療情報の利用目的が不適正であるという理由で、医療情報の利用停止することをいう。
代理人	1. 本人が満15歳未満又は、成年被後見人等の法定代理人 2. 本人が開示等を委任した者

(基本原則)

第3条 本人から病院が保有する診療記録等の開示又は、診療情報の訂正・追加・削除・利用停止（以下「開示等」という。）を求められたときは、書面の交付等による方法により、遅滞なく本人に開示又は調査のうえ結果を報告しなければならない。

(本人の同意)

第4条 情報の提供にはあらかじめ本人の同意を得ていない第三者に、診療情報を提供してはならない。ただし、次の場合は、本人の同意を得ているとみなして取り扱うことができる。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要があつて、本人の同意を得ることが困難な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難である場合
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対

して協力する場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合

- (5) 医療の提供に通常必要な範囲の利用目的について、院内掲示等により公表していることにより、本人の同意が得られていると考えられる場合

(提供する診療情報の範囲)

第5条 提供する診療情報の範囲は、本人の診療に係る情報とし、開示の対象とする記録は、本人の診療を目的として医療従事者が作成した診療記録等とする。

(診療情報を提供する対象者)

第6条 診療情報を提供する対象者は、次のとおりとする。

- (1) 本人 (満15歳以上)
- (2) 本人が満15歳未満又は、成年被後見人である場合の法定代理人
- (3) 本人が委任したことが証明できるものを提出できる代理人

(本人が死亡した場合の開示)

第7条 死亡した患者に対する診療情報の提供は、二親等内の範囲の親族に対して提供する。

(提供しないことができる診療情報)

第8条 次の場合は診療情報の全部又は一部を提供しないものとする。

- (1) 本人や第三者(家族等を含む)の生命、身体、財産等の権利や利益を害するおそれがある場合
- (2) 病院業務を適正に遂行する上で、著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反する場合
- (4) その他、病院長が提供しないと判断した場合

(本人及び代理人の確認)

第9条 診療情報の提供を求める者に対して、本人であることが確認できる書面等により本人又は代理人本人であることを確認し、提供業務を行なわなければならない。

(情報の利用目的の変更、追加)

第10条 病院は、あらかじめ同意を得ているもの又は黙示による同意があったとしていた利用目的を、変更若しくは追加する場合は、「個人情報の利用目的の変更(追加)通知書」(様式第2号)により本人通知し、あらためて「個人情報の利用目的の変更(追加)諾否回答書」(様式第3号)により同意を得なければならない。

(診療情報の開示等の請求方法)

第11条 本人又は代理人は、病院が保有する診療情報の開示等を請求する場合は、書面により病院長に申し出なければならない。

請求方法は次の項目により手続を行なうこととする。

(1) 開示請求

病院が保有する診療情報の開示を求める場合は、「個人情報に関する開示請求書」(様式第4号)により請求する。

(2) 訂正・追加・削除請求

病院が保有する診療情報の全部又は一部を訂正・追加・削除を求める場合は、「個人情報に関する訂正・追加・削除請求書」(様式第5号)により請求する

(3) 利用停止請求

病院が保有する診療情報の全部又は一部の利用停止を求める場合は、「個人情報に関する利用停止請求書」(様式第6号)により請求する。

(診療情報の開示等の方法)

第12条 本人又は代理人から病院が保有する診療情報の開示等を、書面の交付等により求められた時は、別に定める「診療記録開示等に関する事務処理細則」に基づき遅滞なく手続を開始しなければならない。

(開示等の決定)

第13条 病院長は、開示等の申し出があった時は、診療情報開示検討委員会を招集し開示等について審議し可否を決定する。ただし、病院長は、開示等を行うことに特に問題がないと判断した時は、委員会での審議を省略することができる。この場合は直近の委員会に報告することとする。

2 開示等を行うことに決定した場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 全部又は一部の開示を決定した時は、「個人情報に関する開示請求の回答書」(様式第4号の1)により本人又は代理人に通知しなければならない。

(2) 訂正・追加・削除の決定をした時は、「個人情報に関する訂正・追加・削除請求への回答書」(様式第5号の1)により本人又は代理人に通知しなければならない。

(3) 利用停止の決定をした時は、「個人情報に関する利用停止請求への回答書」(様式第6号の1)により本人又は代理人に通知しなければならない。

3 開示等をしないと決定した場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 開示をしないと決定した時は、「個人情報に関する開示請求への回答書」(様式第4号の2)により本人または代理人に通知しなければならない。

(2) 訂正・追加・削除をしないと決定をした時は、「個人情報に関する訂正・追加・削除請求への回答書」(様式第5号の2)により本人または代理人に通知しなければならない。

(3) 利用停止の措置をとらないと決定をした時は、「個人情報に関する利用停止請求への回答書」(様式第6号の2)により本人または代理人に通知しなければならない。

(診療情報開示検討委員会の設置)

第14条 診療情報の開示・部分開示・不開示・訂正・追加・削除・利用停止等について審議するため、診療情報開示検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(診療情報の提供における環境整備)

第15条 病院長は、診療情報の提供、診療録等の開示等に関する研修会等を開催し、個人情報の取扱いに関して質の向上を図るものとする。

(開示の対象となる診療記録)

第16条 開示等の対象とする診療記録は、現存する診療記録とする。ただし、法定保存年数を越えた診療記録等は対象外とする。

附則

この要綱は、平成18年3月1日から施行する。

附則（平成18年内規第1号）

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。